第一項の表山口ＶＯＲの項を削り、同表宇部ＶＯＲの項中「平成27年12月10日から平成28年３月30日まで供用休止」を「平成28年３月31日から供用再開」に改め、同表菊陽ＶＯＲの項を削り、同表熊本ＶＯＲの項中「平成27年12月10日から平成28年３月30日まで供用休止」を「平成28年３月31日から供用再開」に改める。

第四項の表山口ＤＭＥの項を削り、同表宇部ＤＭＥの項中「平成27年12月10日から平成28年３月30日まで供用休止」を「平成28年３月31日から供用再開」に改め、同表菊陽ＤＭＥの項を削り、同表熊本ＤＭＥの項中「平成27年12月10日から平成28年３月30日まで供用休止」を「平成28年３月31日から供用再開」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第五百八十号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第二十三条及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号。以下「令」という。）第四条第一項及び第二項の規定に基づき、国土交通大臣の所掌に係る法第十二条に規定する権限の一部について委任を行うこととしたので、令第四条第五項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　委任する権限及び委任を受ける職員の官職

国土交通大臣の所掌に係る法第十二条に規定する権限のうち、次の表の上欄に掲げる機関の所掌に係るものについては、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

観光庁	観光庁長官
地方整備局	地方整備局長
北海道開発局	北海道開発局長
地方運輸局	地方運輸局長
神戸運輸監理部	神戸運輸監理部長

二　委任の効力の発生する日

平成二十八年四月一日

○国土交通省告示第五百八十一号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第一項第九号及び同条第二項第一号の規定に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　　国土交通大臣　石井　啓一

別表第二活性炭（蒸気活性化工程を経た活性炭を除く。）の項の次に次のように加える。

カテコールボラン	CATECHOLBORANE	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A210

別表第一ベンゾキノンの項の次に次のように加える。

1，3，2―ベンゾジオキサボロール	1，3，2―BENZODIOXABOROLE	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	A210

別表第一リチウムイオン電池（リチウムイオンポリマー電池を含む）の項を次のように改める。

リチウムイオン電池（リチウムイオンポリマー電池を含む）	LITHIUM ION BATTERIES (including lithium ion polymer batteries)	3480	9	—	—	S	—	E0	—	—	積載禁止	—	965	965参照	A88 A99 A154 A164 A183 A201

別表第一備考二の表Ａ２０１の項の次に次のように加える。

Ａ210	当該物件の輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。

別表第一備考三(8)「965」の項セクションⅠＡからセクションⅡまでを次のように改める。

セクションＩＡ

以下の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3480	—	35kg	１Ａ２，１Ｂ２，１Ｄ，１Ｇ，１Ｈ２，１Ｎ１，３Ａ２，３Ｂ２，３Ｈ２，４Ａ，４Ｂ，４Ｃ１，４Ｃ２，４Ｄ，４Ｆ，４Ｇ，４Ｈ２，４Ｎ

（注）１）その他の有害物件として取り扱うこと。

２）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。

３）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

４）短絡を防止する措置をすること。

５）密閉された内装容器に梱包し、外装容器に収納されること。

６）容器及び包装は、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

７）組電池の外表面上にワット時定格量が表示されていること。ただし、平成23年12月31日以前に製造されたものについては、この限りでない。

８）単電池及び組電池は、設計定格容量に対する充電比率（以下「充電率」という。）が30％を超えないこと。ただし、国土交通大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

セクションＩＢ

以下の基準を満たすこと。

国連番号	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3480	—	10kg	ドラム ジェリカン 箱

（注）１）その他の有害物件として取り扱うこと（なお、以下の注において特に定めのない限り、第５条で定める技術上の基準に従い輸送されること。）。

２）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。

３）国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。

４）短絡を防止する措置をすること。

５）密閉された内装容器に梱包し、強固な外装容器に収納されること。